



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）（ ）（在仏大 外務省外交史料館レファレンス番号：H221447）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.1 公開日：平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(52) CD・DVD番号：H22-009
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43465
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

大仙在

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

特秘・極秘・秘・平文・部長符号 (未印)	暗 略 平	総第 7272 号	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 秘 無期限 </div>	第 139 号	昭和 43 年 2 月 22 日 19 時 15 分	大至急 <input checked="" type="checkbox"/> 急 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> LTF
		送電係 何々	(※印欄内は電信課記入)

大 局 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管局(部)長 参事官 課長 課長補佐	主管局課名 北米局北米課 起案 昭和43年2月22日 起案者 何々 電話番号 672
協議先 西欧課長 何々		
在任 松井		大 使 総領事あて 三木大臣 発 臨時代理
電 在 報 報		大 使 総領事あて 臨時代理
件名 アルゼンチン・ウルグアイ地域の潜在議席調査		
本館に於いては目下沖地係の1)跡参加		
及び潜在議席設置問題に連し、各国		
の是例等調査中のは、在京外大使館		
からの連絡に付、普仏籍等(1875年)		
による、同数年の結果以下の割増とす		

(昭和四〇四一改正) GB-1

22 101

2

アルゼンチン・ウルグアイ地域に於いて、フランスの
 議席を認め、議席の譲渡に
 席を譲り、おのづか
 り経済的である。
 フランスが議席譲渡の詳
 細調査の上回答を求め、本件有
 例以外に在任の是例は、本
 館に於いて(京外)調査あり。

GB-3 外務省

122500 file

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政務房
次次
臣官官審審長

総務局 (122500) 207
68年3月13日18時35分 101 発着
68年3月14日04時25分 本省

備人計会領審

外務大臣殿 松井 大使 臨時代理大使 総領事 代理

総文電領

国参資
資長 給厚

アルサス・ローヌ地域の潜在議員調査

ア参北東

長 中西

第222号 略

北参保
長 北

貴電米北第139号に関し

中参南
移長 中住

アルサス戦争後の第3共和制憲法には、アルサス・ローヌの議員に関する規定はなく、当時(1875年)の選挙法にも同地域については定員はもとよりけん名も記載されていない。委細公信。

欧参英
長 西京

近参ア
ア長

経次商国米ア
ニカ 欧

統ラ 近
総国 一通ス
長

(3)

経参経賠
協政技 賠償

長 国 賠経

条参協
長 条規

国参軍社専
長 政経科

備参内
長 道外

文文文
長 一 二 三

秘

13214

帝政の崩壊を告げ、9月4日臨時憲法を公布し、臨時
 内閣を組織した。

2. 1871年1月28日臨時内閣は、内閣の体制を
 決定し、平和を戦争継続に決意した。2月11日
 臨時議会の選挙が行われた。同日、半信託の根拠を
 認め、北洋に出兵した。選挙は混乱の中を終
 了し、1879年の選挙法を施行した。選挙
 結果は、投票の詳細を記録した。

3. 臨時議会は、1月17日に召集された。2月17日に
 行われた、地方議員一同の割譲及
 対宣言の決議は、546対107票で平和条約(7
 年7月1日締結)を批准し、同日、地方議員は「地方
 自治」を主張する。同日、地方議員は「地方自治」を
 主張する。同日、地方議員は「地方自治」を主張する。

帝の降参に祖国の忠誠を要する。8月25日、臨時
 内閣は、臨時憲法を公布した。

4. 地方自治の本質は、地方自治の原則である。地方自治
 の本質は、地方自治の原則である。地方自治の本質は、
 地方自治の原則である。地方自治の本質は、地方自治の
 原則である。地方自治の本質は、地方自治の原則である。
 地方自治の本質は、地方自治の原則である。地方自治の
 本質は、地方自治の原則である。地方自治の本質は、
 地方自治の原則である。地方自治の本質は、地方自治の
 原則である。地方自治の本質は、地方自治の原則である。

5. 3月1日臨時議会は、地方自治の割譲を承認し、地方
 自治の本質は、地方自治の原則である。地方自治の本質は、
 地方自治の原則である。地方自治の本質は、地方自治の
 原則である。地方自治の本質は、地方自治の原則である。
 地方自治の本質は、地方自治の原則である。地方自治の
 本質は、地方自治の原則である。地方自治の本質は、
 地方自治の原則である。地方自治の本質は、地方自治の
 原則である。地方自治の本質は、地方自治の原則である。

6. 3月30日、地方自治の本質は、地方自治の原則である。
 地方自治の本質は、地方自治の原則である。地方自治の
 本質は、地方自治の原則である。地方自治の本質は、
 地方自治の原則である。地方自治の本質は、地方自治の
 原則である。地方自治の本質は、地方自治の原則である。

皇太子殿下演説120。

7. 3月11日及び12日、ロンドン大佐(保)1名、辞表を
提出する。凡そ国民議会議員は、その辞表を
提出し、その解任議員の辞表を自ら受理する
旨を旨とし、国民議員は合意一致の、その議員
の任期を合意する。その旨の決議を行う。その
後議会で小規模な補充選挙を予定する。

8. 1975年市とその周辺は、割譲地のP.U.地
区に含まれる。其の抗争の名称は

9. 1975年条約のP.U.地と併合する。その旨の
決議。各県と県界「P.U.地」の名称を併
合行政の一単位(県と同格)として国民議会及び
上院の各1議席を占めることとする。

9. 1975年P.U.地を割譲後、1975年市及び
その割譲地(併合する基本法)は、1975年の割
譲地は、同憲法第142条、21条及び72条に合
致する。同条成立の選挙法は、その別表
の各県にその議員の定員を記載し、その
割譲地の地域各県は、県界の定員を合意記載
する。P.U.地と一部の併合の理由は、併合
P.U.地と市及び両方の各1名の議席を併合
することとする。

10. 1975年P.U.地及びその75%を復帰する。同
議会の両院は、法制上同地を議席とする。其
議席の議員は存在する。